真岡市行政評価システム

評価対象年度　令和7　年度　　**事務事業評価マネージメントシート**　　作成日　令和8年3月13日

事務事業名	遺児手当支給事業	担当課・係	健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係
政策名　No	2　「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	関連する SDGs･DX	
施策名　No	1　子育て支援の充実		

成果指標 名称	単位	初年度からの実績値の比較 R7	R8	R9	R10	R11	目標値 R11
合計特殊出生率	―	1.09					1.54
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%	98.5					維持

事業内容

父母の一方又は両方が死亡した児童について遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。

【事業主体】市(県単補助事業　県1/2・市1/2)
【対象】父母の一方または両方が死亡した、義務教育修了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を監護する当該児童の父または母、若しくは当該児童を養育している者
【手当の額】月3,000円に児童数を乗じた額(6月、9月、12月、3月にそれぞれの前月分までを支給する)
【支給制限】地方税法の市民税のうち所得割が課せられていない者

・昭和40年代ごろ交通事故が急激に増加し、交通遺児対策が大きな社会問題となり、制度が制定された。昭和44年に県で交通遺児に対する救済として補助金を計上し、同年各市町で条例が制定された。

前年度の課題（Check）

死別による子育て家庭の経済的負担を軽減している。
死亡届提出時における市民課からの案内により、該当世帯には制度の説明を行い、受付審査のうえ適正に支給することが求められている。

7年度振り返り

【1】実績（Do）７年度に実施した事業
令和6年度から開始された市民課の「おくやみコーナー」と連携を図ることで、対象者に漏れなく手当に関する情報を提供することができた。

【2】結果と課題（Check）
引き続き市民課と連携しながら、手当に関する情報を分かりやすく対象者へ提供していく。

今後の方向性と具体策

□ 廃止　□ 休止　□ 目的絞り込み　□ 目的拡充　□ 事業統廃合　□ 事業のやり方改善　□ 予算削減　□ 予算増大　■ 現状維持(従来通りで特に改革改善しない)

【3】具体的な改善策(Action➡Plan)　課題に記載された内容の解決に向けた取り組みについて、**いつ、何を、どのように実施し解決に導くのかを具体的に**記載してください。

(1) ただちに取り組むべきこと
県の補助事業に基づき、対象児童の健全な育成と福祉の増進を図るため、引き続き適正に事業を継続していく。

(2) 長期的な計画で検討すること